

単身赴任手当支給細則

平成 16 年 4 月 1 日
規 程 第 4 1 号
平成 21 年 11 月 30 日改正
平成 27 年 3 月 23 日改正
平成 28 年 3 月 28 日改正
令和 2 年 3 月 9 日改正
令和 6 年 3 月 25 日改正

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条の規定による単身赴任手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(やむを得ない事情)

第2条 職員給与規程第15条第1項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業・就学すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（次の各号に掲げる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - ア 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
 - イ 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
 - ウ 職員が譲渡担保のための移転をしている住宅
 - エ 職員の扶養親族たる者が譲渡担保のための移転をしている住宅
 - オ 世帯主である職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。以下「同居配偶者」という。）が、所有する住宅、第1号による住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅
 - カ 同居配偶者の扶養親族たる者に係る前号に定める住宅
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第3条 職員給与規程第15条第1項本文及びただし書の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 機構長の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
- 二 機構長の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第4条 職員給与規程第15条第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、機構長の定めるところにより行うものとする。

2 職員給与規程第15条第2項の別に定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---|---------------------------------|-----------|
| 一 | 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満 | 8, 000 円 |
| 二 | 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 | 16, 000 円 |
| 三 | 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 | 24, 000 円 |
| 四 | 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満 | 32, 000 円 |
| 五 | 900 キロメートル以上 1, 100 キロメートル未満 | 40, 000 円 |
| 六 | 1, 100 キロメートル以上 1, 300 キロメートル未満 | 46, 000 円 |
| 七 | 1, 300 キロメートル以上 1, 500 キロメートル未満 | 52, 000 円 |
| 八 | 1, 500 キロメートル以上 2, 000 キロメートル未満 | 58, 000 円 |
| 九 | 2, 000 キロメートル以上 2, 500 キロメートル未満 | 64, 000 円 |
| 十 | 2, 500 キロメートル以上 70, 000 円 | |

(権衡職員の範囲等)

第5条 職員給与規程第15条第3項の採用等の事情等を考慮して定める職員は、人事交流等により職員となった者とする。

2 職員給与規程第15条第3項の職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰したこと又は同条第4項に規定する交流採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から本機構に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて機構長の定める事情（以下単に「機構長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認

められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、機構長の定める特別の事情により、当該人事交流等の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から本機構に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- 四 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、機構長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から本機構に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- 五 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、機構長の定める特別の事情により、当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から本機構に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- 六 第2号から前号までの規定中「勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い」とあるのを「検察官であった者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、非特定独立行政法人の職員、国家公務員、地方公務員若しくは公庫・公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、退職手当法施行令第9条の2に規定する法人等であった者から人事交流等により引き続き職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は勤務場所の移転」とあるのを「採用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
- 七 その他職員給与規程第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについてはその都度機構長が定める職員

（支給の調整）

- 第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（国家公務員法に基づくものをいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

- 第7条 新たに職員給与規程第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する次に掲げる書類を添付して、別に定

める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに機構長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- ア 転居後の職員の住民票（転居前の職員の住居が掲載してあるもの）
 - イ 配偶者の住民票
 - ウ 扶養手当を受けている子、自宅の住居手当を受けている場合等事実関係が明らかな場合以外の場合はその証明する書類
 - エ その他必要と認められる証明書
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第8条 機構長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与規程第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

- 2 機構長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに職員給与規程第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が第7条の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、前項ただし書の「15日」の期間に含まれないものとする。
- 3 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第1項ただし書及び前項の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第10条 機構長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が職員給与規程第15条

第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認できるものとする。

2 機構長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

3 機構長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の規定による届出に關し注意を喚起するものとする。

(その他)

第11条 この規則の実施に關し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和6年4月1日から施行する。